

大阪市立幼稚園PTA連絡協議会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、大阪市立幼稚園PTA連絡協議会（以後幼P）と称し、事務局を大阪市もと今宮小学校内におく。

第2条 本会は、各幼稚園PTA相互の連絡を密にし、幼稚園教育振興に関する諸問題を協議し、その発展と充実を期することを目的とする。

第2章 会員及び組織

第3条 本会は、大阪市立各幼稚園PTAを単位として組織する協議体である。

第4条 本会の運営を円滑にするために、4ブロックで各ブロックを単位として組織する。

第3章 役 員

第5条 本会に次の役員をおく。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 2名以上
3. 書 記 1名
4. 会 計 1名
5. 会計監査 2名(前年度実行委員、園長会役員)

第6条 1. ブロック代表・副代表各1名以上と園長会役員をもって幼P実行委員会を構成する。また必要に応じて、幼P実行委員会の推薦する人を加えることができる。

2. 会長、副会長、書記、会計、会計監査は実行委員の中から選出する。

3. 大阪市PTA協議会会則第12条-2により、幼P実行委員中より理事4名（父、母、先生）を選出する。理事のうち1名は幼P会長とする。

第7条 ブロック代表は毎年5月、各ブロック別会長・園長合同会議において、正副各1名以上の代表を選ぶ。

副代表は、代表を補佐し、代表不在の場合には、その代理をつとめる。

第8条 1. 会長は本会を代表し、一切の会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3. 書記は会務の記録をする。

4. 会計は会計事務の処理を行う。

5. 会計監査は本会の会計を監査する。

第9条 役員任期は1年とする。ただし、重任は妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

第10条 総会は、本会の最高の議決機関であり、定期総会を年2回次のとおり行う。

1. 1学期中に、旧年度の決算報告・事業報告及び新年度予算審議・事業計画を行う。
2. 2学期中に、各単位PTAの要望事項の審議と市当局へ提出の要望事項の確認を行う。

第11条 総会は2/3以上の単Pの出席を必要とし、会議の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第12条 総会以外に次の会を行う。

1. 研修会を年2回行う。
2. 各ブロック単位の会長と園長の合同会議を年1回以上行う。

合同会議においては、正副各1名以上のブロック代表の選出、単Pの要望事項の審議などを行う。

第13条 幼P実行委員会は必要に応じて、会長が招集し、次の事項を行う。

1. 全国国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会及び大阪市PTA協議会との連絡を密にし、諸問題の協議を行う。
2. 幼P相互の理解と協力を図るとともに、総会、大会から委嘱された事項を審議する。

第5章 会 計

第14条 本会の費用は、会費及びその他をもってあてる。

第15条 会費の各単P分担金は、年額1,500円+50円×幼児数とする。

第16条 本会の会計年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

付 則

第1条 会則の変更は総会の議決を経るものとする。

第2条 必要に応じて、幼P実行委員会の推薦により相談役を設けることができる。

第3条 本会則は、令和2年12月4日より施行する。

昭和46年 7月 8日制定
昭和53年10月27日改正
昭和63年11月22日改正
平成 5年 6月29日改正
平成 8年 6月25日改正
平成23年 6月17日改正
平成23年11月10日改正
平成24年 6月22日改正
平成27年 6月25日改正
平成30年11月22日改正
令和 2年12月 4日改正